

みやま市 奨学金返済支援補助金



みやま市にお住まいで、奨学金を返済している方に、
3年間で最大54万円を補助します！

【対象者】

- (1) 大学院、大学、短大、専修学校専門課程、高専、高校に進学し、在学中に奨学金等の貸与を受けた人
 - (2) 対象となる奨学金
 - ① 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金
 - ② 地方公共団体、学校、公益法人が実施する奨学金
 - ③ その他市長が認める奨学金
 - (3) 交付申請時点で奨学金を返済している人で、奨学金等を遅延なく返済し、市税等の滞納がない人
 - (4) 交付申請日時点において満30歳以下で、みやま市に住民票があり、申請初年度より5年以上本市に居住する意思がある人
 - (5) 次に掲げる事項のいずれかに該当する人
 - ① 平成29年(2017年)3月1日以降に中小企業等の事業所に就職し、1年以上継続して雇用されている人(厚生年金保険又は健康保険の被保険者であること)
 - ② 平成29年3月1日以降に本市において起業し、1年以上継続して事業を行っている人
 - ③ 平成29年3月1日以降に本市において第1次産業に従事し、1年以上継続して従事している人
- ※公務員(任用期間に定めのある者を除く)は、対象外です。

【補助内容】

- ◇補助額 交付申請年度の奨学金返済額×3/4 (上限18万円/年)
- ◇補助期間 最大36月(最大54万円)

提出書類や補助金受け取りまでの流れは裏面へ↓

【提出書類】

◆申請時に提出する書類

- (1) 申請書(様式第1号)
- (2) 返済開始日から申請日までの奨学金等の返済額を証する書類の写し(預金通帳、領収書等の写し) ※初回のみ
- (3) 奨学金等貸与機関が発行する奨学金等の貸与を証する書類の写し ※初回のみ
- (4) 奨学金等の全体の返還計画を確認することができる書類または、毎月の返済額が分かる書類の写し ※初回のみ
- (5) 下記のいずれかのもの
 - ① 事業所等から交付される労働条件通知書又は就労証明書(様式第2号)及び奨学金手当支給証明書(様式第3号)
 - ② 自らの業を営むことを証する書類(登記事項証明書又は開廃業等届出書等の写し)
 - ③ 所得を証明する書類(確定申告書等の写し)
- (6) 健康保険証の写し
- (7) 補助金 振込先記入表
- (8) アンケート(インターネット回答)

【アンケート回答のお願い】

補助制度の利用に関する簡単なアンケートにご協力ください。

右記のQRコードを、スマートフォン等で読み取って回答してください。

※アンケートにご回答いただいた方にみやま市のゆるキャラ「くすっぴー」

の缶バッジをプレゼントします。(回答後、総合政策課・窓口でお尋ねください。)



◆請求時(年度末)に提出する書類

- (1) 請求書
- (2) 申請期間に奨学金を返済したことが分かる書類の写し(預金通帳、領収書等の写し)
- (3) 健康保険証の写し

【補助金交付の流れ】

- ・申請は、毎年行ってください。
- ・年度末に請求書等を提出いただき、要件を満たしているか確認した後、補助金をお支払いします。
- ・転職、転出など申請内容に変更がある時は、連絡をお願いします。

《問い合わせ》

みやま市 総合政策課 シティプロモーション係 TEL0944-64-1550 mail:promo@city.miyama.lg.jp
(〒835-8601 福岡県みやま市瀬高町小川5)